

を代表する产品で、下記の2つの商品分野別のどちらかのすべての基準を満たすもの。

2、商品分野別基準

(1) 地域こだわりブランド分野（外貨獲得型）

- ①会津地域内の良い原料を使用し、会津の伝統的方法や技術もしくは事業者等の独自的製法（特許・実用新案等）などを用いて作り出されているもの。但し、伝統料理、伝統的加工において、歴史的な背景をもとに他生産地の原料を使用しているものは、この限りでない。
- ②農作物等の生産物（加工品にあたらないもの）においては、有機栽培・特別栽培・特徴的の何れかにより生産されたもの。
- ③他地域に対して優位性、独自性を打ち出す要素のあるもの。（消費者に対し、生産の品質、製法などについて十分説明する価値に値するものなどをいう）
- ④安心・安全・信頼性の根拠があるもの。
- ⑤製品の特性に応じた適正な生産、製造、流通、検査体制が整えられているもの。
- ⑥消費者ニーズに合っているもの。
- ⑦產品に対する生産、製造、品質等の規格が統一され、安定供給が行えるもの。

(2) トップ・ブランド分野（地域誘導型）

- ①会津地域内で生産される良い原料のみを使用し、会津の伝統的もしくは事業者等独自の製法などを用いて作り出されているもの。但し、伝統料理、伝統的加工品等において、歴史景をもとに他生産地の原料を使用しているものは、この限りでない。
- ②事業者等が作り出す產品の中で、品質上、最高位のもの。但し、農作物等の生産物（加工にあたらないもの）においては、有機栽培・特別栽培・特徴的な栽培の何れかにより生産されたもの。
- ③他產品に対して希少価値を打ち出せる要素を持っているもの。（消費者に対し、產品の品材、製法などについて十分説明する価値に値するものをいう）
- ④高級品・貴重品等としてのポジショニング可能性を保持し、独自性・主体性が高いもの。
- ⑤安心・安全・信頼性の根拠があるもの。

※会津清酒、会津漆器等については、独自基準があります。

3、事業所の要件

- ①会津17市町村に所在し、生産性、製造、加工等の活動を行っている事。
- ②組織または自主的な検査体制が確立している事。
- ③責任者、責任の所在が明確である事。
- ④消費者からの苦情、要望等に対する処理体制が確立されている事。
- ⑤積極的に宣伝・販売促進活動に取り組める事。